

## 監査の結果に係る措置通知書

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 監査対象部局  | 農林水産部                          |
| 監査の種類   | 令和3年度 定期監査（3監第71号 令和3年12月6日報告） |
| 措置を講じた者 | いわき市長                          |
| 通知を受けた日 | 令和4年2月17日                      |

| 指摘一覧   | 措置通知日         |
|--|---------------|
| 是正改善を要する事項   |               |
| 1 収入事務（その1）<br>卸売市場の電気使用に伴う収入事務において、市場使用者が負担する電気料の算出に誤りのある例が認められた。   | 令和4年<br>2月17日 |
| 2 収入事務（その2）<br>使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。            | 令和4年<br>2月17日 |
| 3 契約事務<br>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。 | 令和4年<br>2月17日 |
| 4 財産管理事務<br>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。              | 令和4年<br>2月17日 |

| 是正改善を要する事項  | 措置した内容等   |
|---|---|
| <p>1 収入事務（その1）</p> <p>卸売市場の電気使用に伴う収入事務において、市場使用者が負担する電気料の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 卸売市場使用者が負担する電気料の計算は、市中央卸売市場業務条例施行規則及び市地方卸売市場業務条例施行規則の規定により、計器によるものとされているが、算出の基礎となる電気使用量の算定に誤りがあった。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: center;">（卸売市場）</p> | <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>本市場では、電気事業者が行うメーター（親メーター）の検針に基づいて、施設で使用された全ての電気料金の支払いを一括して行っています。また、施設の指定を受けた事業者が専有して使用した電気については、当市場が子メーター（344 個）を設置し、市職員が直接目視により検針を行い使用者へ料金を請求しています。</p> <p>今般、その一つの施設において、電気料金の算定に誤りがありました。算定に誤りのあった「買荷保管積込所（卸業者及び仲卸業者が販売した品物を場外買受人に受け渡すため、品物をまとめて一時的に保管したり、積み込むための市場施設）」は、5つの事業者が共同専有しており、当該施設の子メーターの使用量を5者に専有面積当たりの按分で請求していますが、請求先・請求金額等を管理する市場管理システム上で、1者分の専有面積当たりに相当する使用量の按分計算式が欠落していました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今回の指摘を受け、対象事業者に対し、未請求事案の経過や未請求額等について報告を行い、令和3年11月に電気料金が納付されました。</p> <p>また、未請求に至った原因を踏まえ、市場管理システムで料金算定に係る全ての見直しを行い、子メーター管理台帳と請求リストとの突合確認を実施しました。</p> <p>今後は、算定に誤りを生じることがないように定期的に確認を行い、再発防止に取り組んでまいります。</p> |

| 是正改善を要する事項  | 措置した内容等  |
|---|--|
| <p>2 収入事務（その2）</p> <p>使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 川前活性化センター使用料として令和3年6月23日（水）に受領した現金については、市財務規則第54条第5項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月24日（木）までに払い込まなければならないが、同月25日（金）に払い込まれていた。</p> <p>なお、収納金融機関が遠隔地にある場合は、同規則第49条の3第2項の適用について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（農地課）</p>  | <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>指定管理者において、使用料受領日の翌日までに指定金融機関へ払い込むことを失念していました。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>指定管理者に対し財務規則遵守の徹底を指示しました。</p> <p>なお、財務規則第49条の3第2項の適用に係る検討については、関係部署との協議の結果、令和4年2月14日収納分から当該規定の適用を承認されております。</p>   |
| <p>3 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 普通財産の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>なお、水産課においても同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（林務課、水産課）</p> | <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>普通財産の貸付契約において、契約書中、排除措置対象者について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項第1号及び第2号と規定すべき所を、第4条第1項と誤って規定していました。</p> <p style="text-align: right;">（林務課）</p> <p>契約書中、排除措置対象者について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項第1号及び第2号と規定すべき所を、第1号のみを規定し、第2号の記載がもれていました。</p> <p style="text-align: right;">（水産課）</p> <p>[措置した内容]</p> <p>契約書の排除措置対象者について、いわき市暴力団等の排除に関する要綱の引用条項を、第4条第3項第1号及び第2号に改めました。</p> <p style="text-align: right;">（林務課）</p> <p>令和4年度契約より、排除措置対象者について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除</p> |

| 是正改善を要する事項  | 措置した内容等  |
|---|--|
| <p>4 財産管理事務</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和3年9月1日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（林務課）</p> | <p>に関する要綱の引用条項を、第4条第3項第1号及び第2号に改めます。</p> <p style="text-align: right;">（水産課）</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>過年度における郵便切手等管理簿の誤りに気付かず、そのまま残枚数を繰越して切手の受払いを行っていたため、管理簿上の切手残数と現物数が一致していませんでした。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>過年度の郵便切手等管理を整理したほか、郵便切手等管理簿に確認欄を設けた上で、繰越の際に庶務担当と係長が記載内容及び現物残数を確認することとしました。</p> |